



猫の飼い方、のら猫とのつき合い方

近年、人と猫のかかわりに関してトラブルとなるケースが増えています。
猫を飼育されている方は以下の点に注意してください。

◆室内で飼育しましょう

放し飼いの猫は、よその家の庭を汚したり、鳴き声で近隣へ迷惑をかけるだけでなく、交通事故や感染症など猫自身の危険もいっぱいあります。

さらに、放し飼いによって自由な交配が行われるので、のら猫を増やすことにもなり、結果的に近隣へ迷惑をかけることにもなります。

◆身元表示をしましょう

猫の身元表示をすることにより、飼い主の責任をはっきりさせるだけでなく、猫が迷子になっても飼い主の連絡先が分かることによって戻ってくる可能性もあります。

◆のら猫とのつき合い方を考えましょう

お腹をすかせた猫たちをみかねて、猫に餌を与える人がいます。

でも、その一方では、猫が集まるのを迷惑と感じる人もいて、近所のトラブルの原因となる場合があるもの事実です。

飼い主のいない猫に餌をあげようとする方は、必ず近隣の方々の理解を得てから、次のようなルールを守ってください。

- ・決まった時刻に給餌する
- ・周辺住民に迷惑のかからぬ場所で給餌する
- ・食事の後、すぐ餌を片づけ、清掃する
- ・不妊、去勢手術を行う
- ・他人の土地や公園等のフンも、給餌をした結果として片付ける
- ・トイレのしつけをする

これらを守り、のら猫に給餌している方は、愛情と同じだけの責任を持ち猫に親してください。

◆猫による被害に困っている方へ

猫が敷地内に入り込みフンや尿をするのは、その猫にとって快適な場所だからです。環境を変えてみましょう。

ひとつの対策で解決することはまれなので、下記リンクの埼玉県ホームページを参考にいろいろな方法を試してみましょう。

◆「さくらねこ無料不妊手術事業」への参加について

松伏町では、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)」に参加し、住民やボランティアと協力しながら、野良猫に不妊(避妊・去勢)手術をする取り組みを進めています。

・「公益財団法人どうぶつ基金」について

公益財団法人どうぶつ基金は、動物の適正な飼育法の指導・動物愛護思想の普及等を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設に寄与することを目的とし各種事業を行う団体です。

・「さくらねこ」について

不妊手術済みのしるしに、耳先をさくらの花びらの形にカットしたねこの事です。この耳のことを、さくら耳といいます。

※野良猫にエサを与えている人が、自らの責任において、近隣住民に十分配慮した野良猫の取扱い(時間を決めた給餌、

トイレの設置・管理、周辺(こしたフンの回収等)をすることが、無料手術チケットをお配りする条件です。

◆猫についてのご相談

埼玉県動物指導センター南支所

住所 さいたま市桜区在家473番地 Tel. 048-855-0484

埼玉県動物指導センター本所

住所 大里郡江南町板井123番地 Tel. 048-536-2465

■リンク

[【埼玉県ホームページ】猫が庭などに入らないようにする方法](#)